

傍聴規則

こんなところが変わりました!!

《主な改正点》

- ◆ 住所、氏名、年齢の記載が不要になりました。

議会事務局窓口にて傍聴希望の申し出をいただければ、傍聴券と資料をお渡しします。



※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、検温にご協力ください。

- ◆ 帽子やマフラー、コートを着用したまま傍聴することができるようになりました。



◆ 録画や録音を自由にしていただけるようになりました。



※ 但し、機器の操作音は消音にしてください。

※ 撮影場所や位置については、他の傍聴者や議会運営の支障のとならないよう配慮し、係員の指示に従ってください。